

## 競争入札執行事務処理基準

平成 20 年 3 月 31 日  
総務 第 1221 号

[沿革] 平成 8 年 8 月 1 日付け建振第 151 号制定、平成 9 年 3 月 31 日、平成 12 年 1 月 14 日付け建振第 222 号、平成 14 年 10 月 23 日付け総務第 820 - 3 号改正、平成 16 年 3 月 29 日付け総務第 1300 号一部改正、平成 18 年 3 月 24 日付け総務第 1125 号一部改正、平成 20 年 3 月 31 日付け総務第 1221 号全部改正、平成 21 年 1 月 19 日付け総務第 933 号一部改正、平成 22 年 3 月 18 日付け総務第 1209 号一部改正、平成 23 年 3 月 25 日付け総務第 428 号一部改正、平成 25 年 3 月 12 日付け総務第 311 号一部改正、平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 326 号一部改正、令和 3 年 3 月 31 日付け出総第 383 号一部改正

(趣旨)

第 1 この基準は、県営建設工事の請負契約に係る一般競争入札実施要領（平成 19 年 6 月 22 日付け総務第 318 号）、条件付一般競争入札実施要領（平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 233 号。以下「条件付要領」という。）及び指名競争入札実施要領（平成 19 年 6 月 21 日付け総務第 299 号）の規定により、県営建設工事に係る一般競争入札、条件付一般競争入札及び指名競争入札の執行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成 19 年 6 月 6 日付け総務第 232 号。以下「要綱」という。）第 2 第 9 号に規定するシステムをいう。
- (2) 電子入札 条件付要領第 2 第 2 号に規定する入札をいう。
- (3) 紙入札 条件付要領第 2 第 3 号に規定する入札をいう。

(入札の方法)

第 3 入札は、電子入札による入札参加者は公告（指名競争入札にあつては、指名通知。以下この項において同じ。）で指定された一定の期間に電子入札システムにより入札を行い、紙入札による入札参加者は公告で指定された一定の期間に封かんした入札書を提出し、入札執行者が期間経過後の公告に示した日時に開札する方法により執行するものとする。ただし、指名競争入札において、電子入札システムを使用できない場合にあっては、入札参加者を指名競争入札通知書で指定した日時に集合させ、一斉に入札書を提出させる方法によるものとする。

2 紙入札において、代理人により入札しようとする者がある場合は、入札前に委任状を提出させなければならない。

3 前項の委任状が提出されたときは、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 委任者の氏名及び押印
- (2) 代理人の氏名及び押印
- (3) 委任事項

(郵送による入札)

第 4 一般競争入札に係る入札書等は、書留郵便をもって提出させることができる。この場合、開札日の前日までに入札公告で指定する者あてに親展で到達したものを有効とする。

また、到着した入札書等は未開封のまま、開札時まで厳重に保管するものとする。

(入札の取りやめ等)

第 5 入札参加者が連合し、又は不穩の行為を行う等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者に入札させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。また、この場合において、既に入札が執行されているときは、入札を無効とすることができる。

2 指名競争入札において、第 9 の入札辞退者が多数生じたこと等により入札参加者数が 5 者を下回るることとなる場合で、競争入札の趣旨が失われると認められるときは、入札開始前にあつては入札を取りやめ、入札開始後にあつては入札を打ち切ることができる。

(開札場所に備える書類)

第6 開札場所には次表に掲げる書類を備えておくものとする。

	電子入札の場合	電子入札と紙入札が混在する場合	紙入札の場合
一般競争入札	<p>ア 予定価格調書 イ 工事費内訳書（総括） ウ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 エ 入札ボンド対象工事にあつては、入札保証金の納付等に係る書類（入札ボンド等） オ 総合評価落札方式の場合は、技術評価結果通知書</p>	<p>ア 一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し イ 一般競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 工事費内訳書（総括） オ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 カ 入札ボンド対象工事にあつては、入札保証金の納付等に係る書類（入札ボンド等） キ 総合評価落札方式の場合は、技術評価結果通知書</p>	<p>ア 一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し イ 一般競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 工事費内訳書（総括） オ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 カ 電子入札システムを使用できない場合にあつては、入札調書 キ 入札ボンド対象工事にあつては、入札保証金の納付等に係る書類（入札ボンド等） ク 総合評価落札方式の場合は、技術評価結果通知書</p>
条件付一般競争入札	<p>ア 予定価格調書 イ 工事費内訳書（総括） ウ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 エ 入札ボンド対象工事にあつては、入札保証金の納付等に係る書類（入札ボンド等） オ 総合評価落札方式の場合は、技術評価結果通知書</p>	<p>ア 条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書の写し イ 条件付一般競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 工事費内訳書（総括） オ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 カ 入札ボンド対象工事にあつては、入札保証金の納付等に係る書類（入札ボンド等） キ 総合評価落札方式の場合は、技術評価結果通知書</p>	<p>ア 条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書の写し イ 条件付一般競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 工事費内訳書（総括） オ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 カ 入札調書 キ 入札ボンド対象工事にあつては、入札保証金の納付等に係る書類（入札ボンド等） ク 総合評価落札方式の場合は、技術評価結果通知書</p>
指名競争入札	<p>ア 予定価格調書 イ 工事費内訳書（総括） ウ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書</p>	<p>ア 指名競争入札通知書の写し イ 指名競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 工事費内訳書（総括） オ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書</p>	<p>ア 指名競争入札通知書の写し イ 指名競争入札通知業者一覧 ウ 予定価格調書 エ 現場説明を行ったものにあつては、現場説明参加者報告書 オ 入札調書</p>

（入札参加者の確認）

第7 入札の執行にあたっては、次の各号に定めるところにより入札参加者の入札状況を確認するも

のとする。

- (1) 電子入札による入札参加者のみの場合は、入札書提出期限経過後に、電子入札システムにより入札参加者の入札状況を確認するものとする。
  - (2) 電子入札による入札参加者と紙入札による入札参加者が混在する場合は、入札書提出期限経過後に、電子入札システム及び紙入札による入札参加者から提出された入札書により入札状況を確認するものとする。
  - (3) 紙入札による入札参加者のみの場合は、入札書提出期限経過後に、入札参加者から提出された入札書により入札状況を確認するものとする。ただし、指名競争入札の場合は、最初に入札に付する工事名及び工事場所を読み上げた後、入札参加者を確認するものとする。
- (一般競争入札及び条件付一般競争入札における不参理由の調査)

第8 入札参加資格を認められた者で入札に参加しない者がある場合は、必要に応じ当該不参理由を調査するものとする。

(指名競争入札における入札辞退)

第9 指名競争入札を辞退する者がある場合は、次の各号に定めるところにより、入札執行機関あて入札辞退の申し出を行わせることとし、理由の如何を問わないものとする。

- (1) 電子入札にあつては、入札日に電子入札システムにより入札辞退届を提出させるものとする。
- (2) 紙入札にあつては、入札辞退届(様式任意)を入札執行機関に直接持参又は郵送させるものとする。ただし、電子入札システムを使用しない入札の執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出させるものとする。

(開札)

第10 開札は、次の各号に定めるところにより執行するものとする。

- (1) 電子入札システムを使用して入札を執行するときは、第7による入札参加者の入札状況等の確認後、電子入札システムにより開札を行うものとする。
  - (2) 電子入札システムを使用せずに入札を執行するときは、第7による入札参加者の入札状況等の確認後、開札を執行する旨を宣言し、一般競争入札及び条件付一般競争入札にあつては入札書を開封し、指名競争入札にあつては入札書の提出を求めるものとする。
- 2 工事費内訳書(総括)は、入札書と同時に提出させるものとする。ただし、電子入札システムを使用せずに指名競争入札を執行するときは、第7第3号ただし書の確認後開札までの間に提出させるものとする。
- 3 開札は、入札書を提出した者(以下「入札者」という。)立ち会いのもとに行うものとし、入札者が立ち会わないときは入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。ただし、電子入札にあつてはこの限りでない。
- 4 電子入札システムを使用せずに開札したときは、入札者の氏名、入札金額及び無効又は失格の事由の有無等を確認し、これを入札調書に記入するものとする。この場合において、記入した事項に誤りがないか確認するものとする。

(予定価格等の開封)

第11 予定価格調書等の開封は、開札と同時に進行するものとする。この場合において、当該予定価格調書等の内容に誤りがないか確認するものとする。

(落札保留通知)

第12 条件付一般競争入札にあつては、開札後、入札参加者に対し条件付要領第18第4項の通知を電子入札システム又はファクシミリにより行うものとする。

(落札者の決定)

第13 落札者の決定は、次により行うものとする。

- (1) 一般競争入札の場合、入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の制限の範囲内の価格(調査基準価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で調査基準価格以上の価格)であることを確認するものとする。
- (2) 条件付一般競争入札及び指名競争入札の場合、入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の制限の範囲内の価格(調査基準価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で調査基準価格以上の価格であることを確認し、落札決定を保留したうえで落札候補者の入札参加資格があることを確認するものとする。
- (3) 総合評価落札方式一般競争入札の場合、入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の

制限の範囲内の価格（調査基準価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で調査基準価格以上の価格）であることの確認後、工事所管課から通知のあつた技術評価点を加算し総合評価点を算出した上で落札決定を保留し、落札候補者の入札参加資格があることを確認し落札決定するものとする。

(4) 総合評価落札方式条件付一般競争入札の場合、入札調書に記入された最低入札価格が、予定価格の制限の範囲内の価格（調査基準価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格で調査基準価格以上の価格）であることの確認後、工事所管課から通知のあつた技術評価点を加算し総合評価点を算出した上で落札決定を保留し、落札候補者の入札参加資格があることを確認するものとする。

(5) 前各号の確認の結果、落札者となるべき者があるときは、落札者が決定した旨並びに落札者名及び落札金額を電子入札システム又は文書により通知するものとする。

(低入札価格調査制度による落札者決定の保留)

第 14 調査基準価格を設けた入札において、調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上の価格による入札があつたときは、入札者に対して落札者の決定を保留する旨及び地方自治法第 234 条第 3 項ただし書の規定により、落札者は後日決定する旨を通知し、入札を終了するものとする。

2 前項の通知をしたときは、低入札価格調査制度に関する事務処理要領（平成 15 年 1 月 28 日付け総務第 1100 号。以下、「低入札要領」という。）第 6 の 2 第 1 項に定める分析を行い、失格とならなかつた落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格確認において入札参加資格を充足すると判断された場合に低入札要領第 7 第 1 項に定める調査を行うものとする。ただし、資格確認前に調査対象者に対し書類の提出を求めることを妨げないものとする。

(くじ引きによる落札者の決定)

第 15 電子入札対象工事の入札においては、電子入札システムに装備されている電子くじにより決定するものとする。

2 電子入札対象工事以外の工事において、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、その旨を入札者に告知するとともに、くじ引きにより落札者等を決定する旨を宣言した後、当該入札者を対象に最初に「くじを引く順序を決めるくじ」を引かせ、その結果により「落札者等を決定するくじ」を引かせて、落札者等を決定しなければならない。

3 前項の場合において、くじを引かない者があるとき、又は郵送により入札した者で、くじを引くことができない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 第 2 項のくじ引きにより落札者等を決定したときは、入札調書にくじ引きによる落札である旨を記入し、落札者に記名押印をさせるものとする。

(入札調書への表示区分)

第 16 入札調書への表示は次表の区分によるものとする。

区 分	表 示
ア 落札者を決定した場合	落 札
イ 落札者がなかつた場合	不 調
ウ 一般競争入札、条件付一般競争入札に参加しなかつた場合 又は指名競争入札に無断で参加しなかつた場合	未 受 領
エ 指名競争入札において、入札辞退の申し出があつた場合	辞 退
オ 無効となつた入札があつた場合	無 効
カ 調査基準価格を下回り、低入札価格調査制度に該当し、 落札した場合	低入札落札
キ 調査基準価格を下回り、失格基準価格を下回つた場合	失 格
ク 調査基準価格を下回り、所要の審査の結果、落札者としな いこととなつた入札があつた場合	低 入 札 保 留 失 格
ケ 入札期日以降落札決定までの間に無効となることが明らか になつた場合	無効（資格不適格）

コ 指名停止等による入札参加資格又は指名の取消しがあつ	取消し
サ 入札辞退者若しくは不参加者が多数生じたこと等により入札を打ち切った場合	打ち切り
シ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上いたため、くじ引きにより落札者等を決定した場合	くじ (紙入札の場合は、くじを引いて落札となった者の記名押印)

(入札の結果通知)

第 17 出納局総務課又は広域振興局の審査指導監において執行した入札の結果は、速やかに、次の書類を添えて工事所管課等（岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 2 章に規定する室若しくは課、第 19 条第 1 項に規定する部若しくは室若しくは所、岩手県議会事務局組織規程（昭和 44 年岩手県議会訓令第 3 号）第 2 条に規定する課、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和 37 年岩手県教育委員会規則第 2 号）第 15 条に規定する室若しくは課、岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）第 2 条及び第 19 条に規定する課、医療局経営管理課又は企業局経営総務室をいう。）の長に通知するものとする。

- (1) 予定価格調書
- (2) 入札調書
- (3) 入札書
- (4) 代理人により入札した場合は、委任状

2 地方公所（広域振興局を除く。）において執行した入札の結果は、当該地方公所の所在地を管轄する広域振興局の審査指導監に通知するものとする。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日付け総務第 1221 号）

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日以降適用する。
- 2 施行前に既に公告又は指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 1 月 19 日付け総務第 933 号）

- 1 この要領は、平成 21 年 2 月 1 日以降適用する。
- 2 施行前に既に公告又は指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 18 日付け総務第 1209 号）

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日以降適用する。
- 2 施行前に既に公告又は指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月 25 日付け総務第 428 号）

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日以降適用する。
- 2 施行前に既に公告又は指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則（平成 25 年 3 月 12 日付け総務第 311 号）

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以降適用する。
- 2 施行前に既に公告又は指名通知を行ったものは、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け総務第 326 号）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日付け出総第 383 号）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降適用する。